

防火壁装材料品質情報管理システム 運営規則

制 定 2004年3月18日

最終改正 2022年7月21日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規則は、建築基準法並びに関連法規による法定防火壁装材料（以下、「防火壁装材料」という。）の製造、輸入、販売、施工等の取扱いにあたり、一般社団法人 日本壁装協会（以下、「協会」という。）の防火材料会員が相互に遵守すべき事項、及び協会が防火壁装材料品質情報管理システム（以下、「品質情報管理システム」という。）を運営するために必要な事項を定めるものである。

(用 語)

第2条 用語の定義は以下の通りとする。

- ①防火壁装材料とは、防火性能区分（不燃、準不燃、難燃）に応じて国土交通大臣が認定した壁装材料
- ②認定取得者とは、防火材料の認定を取得した者
- ③認定仕様とは、国土交通大臣より認可された認定書類に記載された製品の防火性能を担保するための、製造、保管・流通、施工の各分野における項目
- ④性能表示とは、防火壁装材料について認可された防火性能区分（不燃、準不燃、難燃）の表示
- ⑤認定共同管理とは、協会が取得した壁紙の防火材料の認定について、協会と被使用許諾者と共同で管理することをいう。
- ⑥共同認定とは、協会が取得した壁紙の防火材料の認定のことをいう。なお、本規則の中ではこれと区別するため協会の会員が取得した壁紙の防火材料の認定を「企業個別認定」と称する。

(適 用)

第3条 本規則は、協会の防火材料会員に対して適用する。防火材料会員は、業務形態等によりABCDEの5種に分類する。

- ① 防火材料会員A・・・防火壁装材料の製造、輸入等を行い、国土交通大臣より該当の認定を取得しているもの
- ② 防火材料会員B・・・防火壁装材料の保管・販売等流通を行うもの
- ③ 防火材料会員C・・・防火壁装材料の施工を行うもの
- ④ 防火材料会員D・・・共同認定を使用した防火壁装材料を製造し又は輸入するもの
- ⑤ 防火材料会員E・・・共同認定を使用した商品を販売するもの

(対 象)

第4条 対象は、防火壁装材料として国土交通省より認可をされた製品で、協会の品質情報管理システム並びに防火壁装材料品質情報検索システム（以下、「検索システム」という。）に登録されたものとする。

- (1) 品質情報管理システムとは、防火材料会員Aが取得した認定情報及び防火材料会員Dが協会から使用許諾を受けた共同認定情報及び防火材料会員B及びEの商品情報を管理することをいう。
- (2) 検索システムとは、前項の登録情報を管理し、その情報はウェブサイト上で公開するシステムのことをいう。

(認定取得者の業務の委任と協会)

第5条

- (1) 認定取得者は、自己の責任において防火壁装材料の性能表示を行う。
又、適切な情報開示等に関する業務を、他に委任することができる。
協会は、防火材料会員を対象に規約等の制定によりその委任業務が円滑かつ公正に行えるように支援する。
- (2) 認定取得者が、性能表示のためにその業務の一部又は全部を他に委任する場合は、委任する側と委任される側の双方が防火材料会員であれば、本規則より、個別の委任契約条項に代えることができる。ただし、次のイ又はロの場合は、個別の委任契約の締結を妨げない。
 - イ. 認定取得者が、責任施工をする場合、及び固有の施工方法の認定を取得している場合
 - ロ. 認定取得者が、個別の委任契約を結ぶ場合
- (3) 協会が認定取得者の場合、当該認定の使用を許可された防火材料会員Dは使用許諾契約書に基づき協会の指示に従う。

(協会の業務範囲)

第6条 協会は、防火材料会員が適正な取扱い、性能表示を行うために遵守すべき事項を規則として定め、それに付帯する業務を行う。

第2章 認定情報の登録

(認定情報の品質情報管理システムへの登録)

第7条 防火材料会員Aは、認定情報の登録に当たって以下の書類を提出する。

- ① 防火壁装材料認定仕様申請書（書式-WA301号）
- ② 防火材料の大臣認定書類の写し
- ③ 壁紙サンプル（A4版大程度）
- ④ その他登録に際し、壁紙品質情報管理システム運営委員会（以下、「運営委員会」と

いう。)が、必要とする書類

(注1) 登録有効期間は登録日より毎会計年度末迄とする。

2. 防火材料会員Dが使用許諾された共同認定情報については、次条に定める登録審査を経ずに、協会が品質情報管理システムに以下の項目を登録する。

- イ. 商品認定分類コード
- ロ. 防火種別
- ハ. 材料区分・種類
- ニ. 施工法・施工仕様
- ホ. その他登録に必要な事項

(登録の審査)

第8条 認定情報登録の審査は、予備審査と本審査とにより行う。ただし予備審査については申請内容・業務量等を鑑み、運営委員会の判断により別に定める運営委員会分科会に委任することができる。

(1) 予備審査

予備審査は、運営委員会の下部組織である運営委員会分科会が担当し、以下の要領により運営する。

- ① 運営委員会分科会は、認定情報登録のために運営委員会が審査を行うにあたり、事前に認定内容を精査し運営委員会に対して意見書を提出、以って運営委員会の審査を円滑に行えるようにすることを目的とする。
- ② 予備審査項目は、以下のとおりとする。
 - イ. 商品認定分類コード
 - ロ. 防火種別
 - ハ. 材料区分・種類
 - ニ. 施工法・施工仕様
 - ホ. ホルムアルデヒド発散等級の確認
 - ヘ. その他申請者の希望事項等
- ③ 予備審査を円滑に行うため協会事務局(以下、「事務局」という。)が申請書の受付、匿名資料の準備、予備審査結果に関する運営委員会への報告作成等の実務を行う。

(2) 本審査

本審査は、運営委員会の判断による。

- ① 運営委員会は、提出資料に問題がないと判断した場合、以下の項目を決定する。
 - イ. 商品認定分類コード
 - ロ. 防火種別
 - ハ. 材料区分・種類
 - ニ. 施工法・施工仕様
 - ホ. その他登録に必要な事項

決定後、事務局が品質情報管理システムに登録することとする。

- ② 運営委員会の審査により提出書類に不備があった場合は、追加資料を申請者に提出させることができる。審査結果は事務局より連絡する。なお、申請者の再申請は妨げないものとし、審査に異議がある場合については書面を以って運営委員会に申し立てすることができる。

(登録通知書作成)

第9条 品質情報管理システムに新規登録または登録更新する認定については登録申請者に対して、下記の通知書を発行する。

防火壁装材料品質情報管理システム登録通知書（書式-WA705号）

(登録の更新)

第10条 登録申請者が、更新を希望する場合は、会計年度毎に以下の書類を提出する。

- ① 壁紙品質情報管理システム登録更新申請書（書式-WA708号）
- ② その他、運営委員会が必要とする書類

(登録の失効)

第11条 認定情報登録の失効

- ① 防火材料の認定を失ったとき。
- ② 解散、廃業、倒産したとき。
- ③ 登録された認定情報に偽りがあったとき。
- ④ 防火材料会員Dが共同認定を使用することができなくなったとき

第3章 商品情報の登録

(商品情報の品質情報管理システムへの登録)

第12条 防火材料会員B及びEは商品情報の登録に当たって、以下の書類を提出する。

- ① 見本帳収録商品の登録
 - ・見本帳情報登録シート（書式-WA901号）
 - ・見本帳収録商品情報登録シート（書式-WA902号）
- ② 見本帳に未収録商品の登録
 - ・商品情報登録シート（書式-WA903号）

(登録の失効)

第13条 商品情報登録の失効

- ① 商品の製造又は販売を中止したとき。
- ② 防火材料の企業個別認定を失ったとき。又は共同認定の使用許諾を失った場合
- ③ 見本帳の有効期間が経過したとき。

- ④ 商品の有効期間が経過したとき。
- ⑤ 防火材料会員の登録を抹消したとき。
- ⑥ 解散、廃業、倒産したとき。
- ⑦ 商品情報に偽りがあったとき。
- ⑧ 商品が、登録した性能を有していないことが確認されたとき。

第4章 登録の変更

(登録の変更)

第14条 品質情報管理システムに登録した商品情報は、変更することができない。

2. 前項にかかわらず、防火材料会員A及び防火材料会員Dの倒産したこと等の防火材料会員B及び防火材料会員Eにとって予期することができない事由により、既登録商品情報の防火商品情報が失効した場合、防火性能が変わらないことを条件に当該登録商品番号に紐づく防火商品情報を変更できる場合がある。

3. 商品情報の登録者が前項により登録変更を申請する場合は、以下の書類を提出する。

- (1) 商品情報変更申請書（書式-WA308-1号、書式-WA308-2号）
- (2) 誓約書（書式-WA307号）
- (3) その他、運営委員会が必要とする書類

(登録変更の審査)

第15条 前条第3項の書類が提出された段階で、運営委員会は、以下の各事項について審査のうえ決定する。

- (1) 登録変更の可否
- (2) 登録変更の時期
- (3) その他の付帯条件

(ヒアリング)

第16条 運営委員会は、必要に応じ、関係者のヒアリングを行うことができる。

第5章 表示

(ラベルと見本帳表示)

第17条 防火材料会員は、以下の方法で表示を行うができる。

- (1) 防火製品表示ラベル

防火材料会員A及びDが防火壁装材料の認定仕様に従って製造した商品にはラベルにより、その防火性能区分、施工方法を表示する。防火性能の表示は下記による。

- ① 認定取得者名

② 商品の特性に関する情報

③ 認定仕様

イ. 認定番号

ロ. 基材との組み合わせによる防火性能

ハ. 材料区分

ニ. 防火種別

ホ. 原則的な施工仕様

ヘ. その他必要な事項

(注) 防火製品表示ラベルは、協会から購入するか、自社で作成。ただし、自社で作成する場合は、見本を提出する。

又、認定情報を変更する場合は、報告しなければならない。

(2) 見本帳表示

防火材料会員B及びEが、品質情報管理システムに登録した商品を見本帳に収録する場合には、防火性能区分及び、施工仕様等を表示する。

第6章 自主管理（検査等）

(検査等)

第18条

(1) 製造者の品質・保管管理

防火材料会員Aは品質・保管管理、性能保証につき、認定取得者自身の責任において行わなければならない。そのため、認定取得者は、毎年、品質情報管理システムに情報登録している認定の壁紙の性能確認を行わなければならない。

運営委員会は必要に応じて、性能確認に関する書類の提出を求めることができる。これにより運営委員会は、適切な品質が保たれているかどうかの情報管理を行うものとする。

(2) 流通業者の品質・保管管理

防火材料会員B及びEは防火壁装材料の性能等を損なわないよう品質・保管管理を行わなければならない。品質管理は社内仕入規定等に従い実施し、保管管理は同じく社内規定等に基づき適切に実施するものとする。また販売先に対しても保管・管理に関する適切な情報提供を行うものとする。

防火材料会員Eは認定仕様順守および品質管理に関して共同認定の認定取得者である協会と責任を共有する。

(3) 施工者の品質・保管管理

防火材料会員CおよびCに所属する会員等、施工者の品質・保管管理は、第8章に示す講習会並びにテキスト等によりその方法を講習し普及させる。

(抜取検査及び立入検査の実施)

第19条

(1) 運営委員会は情報管理の一環として市場流通品から品質情報管理システム登録商品を購入し指定試験機関で試験を実施する。抜取り検査の実施要領は別に定める。

- ① 結果は無記名で公表する。公表方法については、運営委員会で決定する。
- ② 不合格の場合は、当該会員に通知し、改善を求める。
- ③ 本条第2項にも関わらず、改善されなかった場合は、登録失効の処置がとられるものとする。

(2) 運営委員会は必要に応じて流通・施工等の保管管理及び施工仕様確認のため、当該保管倉庫や施工現場等の立入り検査を行うことができる。

第7章 料 金

(料 金)

第20条 料金については下記による。

- (1) 防火材料の登録に関わる料金は、細則の4項による。
- (2) 防火壁装材料の表示に関わる料金は、別表1による。

第8章 防火壁装材料の施工管理

(施工管理)

第21条 施工管理は下記によって行う。

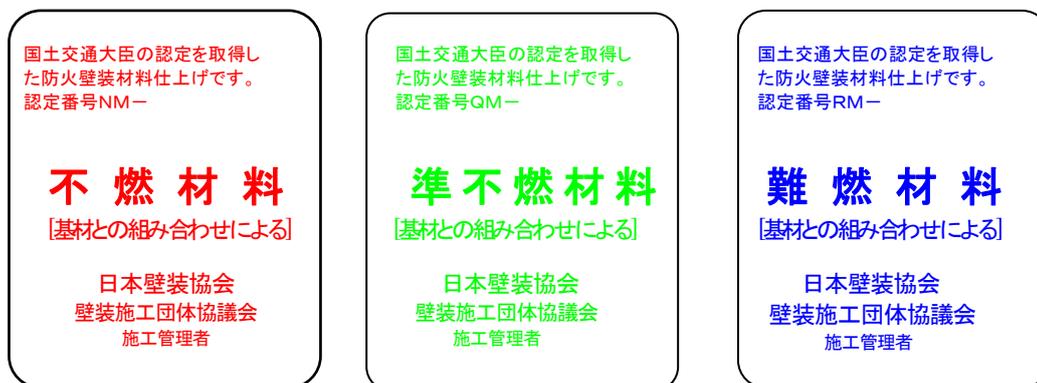
- (1) 防火材料会員Cは、防火材料会員Cの責任において、品質情報管理システムに登録された認定仕様に合致した施工を行うために防火壁装材料の取扱いに必須な知識等を習得し防火施工管理ラベルを表示できる資格者として防火施工管理者を登録する制度を適切に維持するための講習会等を開催し、施工管理を行うものとする。
- (2) 防火壁装材料に関する知識の範囲は下記のとおりである。
 - ① 建築基準法に基づく内装制限
 - ② 建築基準法に基づく室内空気汚染対策
 - ③ 防火壁装材料の商品知識及び認定仕様
 - ④ 防火壁装材料技術基準及び品質情報管理システム
 - ⑤ 「防火壁装材料の標準施工法」並びに「防火壁装材料の施工共通仕様」
 - ⑥ 防火壁装材料の保管・管理及び施工
 - ⑦ 防火施工管理ラベルの表示方法
 - ⑧ その他必要な事項
- (3) 防火壁装材料の委託施工に使用することができるでんぷん系接着剤、補強剤、シーラー等（以下、「接着剤等」という。）の品質情報管理については、別に定める。

(防火施工管理ラベル)

第 22 条 防火施工管理ラベルは、下記による。

「防火壁装材料の標準施工法」による認定を取得したものは、その性能区分により、図 1 に示すラベルを添付することができる。

図 1



(注)

特有の施工方法による防火壁装材料の性能表示は、「条件付き及び特有の施工法による防火壁装材料の登録基準」に従い取扱うものとする。

第 9 章 罰則と補償義務

(罰 則)

第 23 条 罰則は以下の通り定める。

- ① 本規則に違反し、協会の信用を失墜させ、又は損害を与えた防火材料会員については、品質情報管理システムから当該認定情報及び当該商品番号情報を削除することができる。
- ② 認定仕様全体に及び原因を有すると認められた場合は、当該認定番号を有する商品全てを品質情報管理システムから削除することができる。
- ③ 上記行為が重大な影響を及ぼす場合は、運営委員会の助言により、理事会の決議で除名することができる。

(補償義務)

第 24 条 補償については以下のように取扱う。

前項により処分を受けた防火材料会員は、協会に対して損害の賠償及び信用回復について必要な処置をとるものとする。

附 則

1. 本規則について疑義が生じた場合は、運営委員会で検討を行う。
2. 本規則の改廃は、理事会が決議する。
3. 会員の登録料が、期限までに入金されなかった場合は、登録を抹消する。
4. 本規則は、2004年3月18日から施行する。
5. 本規則の改正は、2022年7月21日から施行する。

細 則

1. 見本帳の登録期間は、4年を限度とする。
2. 見本帳に有効期限がない場合、見本帳登録期間は4年とする。
3. 防火壁装材料商品登録料は、毎年度事業予算に応じて算出する。
4. 防火壁装材料商品登録期間は、見本帳の登録期間とする。
5. 見本帳を登録しない防火壁装材料商品登録期間は4年以内とする。
6. 前々項及び前項は防火壁装材料商品再登録を妨げない。
7. 品質情報管理システムに登録した情報は、原則として検索システムに掲載し、一般に公表する。ただし、防火材料会員Aが、登録する認定仕様等のうち、認定書別添に記載された事項は公表しない。
8. 品質情報管理システムに登録をした商品情報は、申請者の申し出により、非公開とすることができる。
9. 認定取得者は、当該商品が品質情報管理システムに登録されていることを証するために、壁紙品質情報管理システム登録確認書（書式-WA603号）を使用することができる。
10. 本細則は、2004年3月18日から施行する。
11. 本細則の改正は、2022年7月21日から施行する。
12. 本細則に疑義が生じたときは、運営委員会の解釈による。
13. 本細則の改廃は、運営委員会が決議し、理事会の承認を得る。

別表 1

製品表示ラベル (製品情報ラベル+ 防火製品表示ラベル)	(JIS) 赤・無色	3円	1枚
	(大臣認定) 赤・無色		

製品表示ラベル交付申請書は、書式-WA401号を使用する。